

第百五号議案

東京都都税総合事務センター設置条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税総合事務センター設置条例の一部を改正する条例

東京都都税総合事務センター設置条例（昭和五十九年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「及び自動車取得税」を削り、「事項並びに」を「事項、」に改め、「充当に関する事項」の下に「等」を加える。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（提案理由）

東京都都税条例の一部を改正する条例（平成二十八年東京都条例第八十二号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。